

飯南町有害鳥獣対策後継者確保対策補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第20号の2

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成20年3月31日付け19生産9422号農林水産事務次官依命通知)の趣旨に基づき、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得及び銃器の購入に要する経費について、予算の範囲内で後継者確保対策補助金(以下補助金という。)を交付することにより、有害鳥獣による農林水産業の被害を軽減する取組みを促進するために必要な事項を定めるものとする。

2 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、飯南町補助金等交付規則(平成17年飯南町規則第33号)の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、町税等の滞納のない者、又は飯南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例第3条第1項第1号に定める実施隊員(以下「第1号実施隊員」という。)
- (2) 新たに狩猟免許を取得した者、又は新たにライフル銃を所持した者。ただし、狩猟免許資格及び猟銃等所持許可更新に係る経費の補助金の申請をする場合は、この限りでない。
- (3) 率先して有害鳥獣捕獲に協力できる者
- (4) 5年以上継続して有害鳥獣の捕獲等に従事することを確約できる者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、下記のとおりとする。

補助対象経費	内容	額
狩猟免許資格及び猟銃等所持許可取得に係る経費	第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許及び猟銃等所持許可の取得(ガンロッカー、装弾ロッカー等の設備購入を含む。)	上限 200,000円
狩猟免許資格及び猟銃等所持許可更新に係る経費	第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許及び猟銃等所持許可の更新	上限 50,000円
銃器購入に係る経費	散弾銃又はライフル銃、空気銃の購入(替銃身、スコープ、銃ケース等の付属品を含む。)	上限 500,000円

2 他市町村等から同様の補助金を受けていた場合は、その額を補助対象経費から控除する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、飯南町有害鳥獣対策後継者確保対策補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 取得した狩猟免状の写し

(2) 前条に定める経費に要した領収書の写し

2 申請者は、前項の申請書に確約書(様式第2号)を添付しなければならない。

3 銃器購入に係る補助金の交付申請は、同一の申請者につき1回限りとする。ただし、散弾銃又は空気銃の購入に係る補助金の交付を受けた者が、初めてライフル銃を購入する場合は、当該ライフル銃の購入についても補助の対象とする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査その他必要な指示を行い、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付金の交付を決定し、飯南町有害鳥獣対策後継者確保対策補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の交付決定を受けた者は、飯南町有害鳥獣対策後継者確保対策補助金請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に定める規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。